

子育ては地域みんなの手で！

# すこやかスクラム

令和4年6月10日 発行 NO.39

五所川原市ファミリーサポートセンター

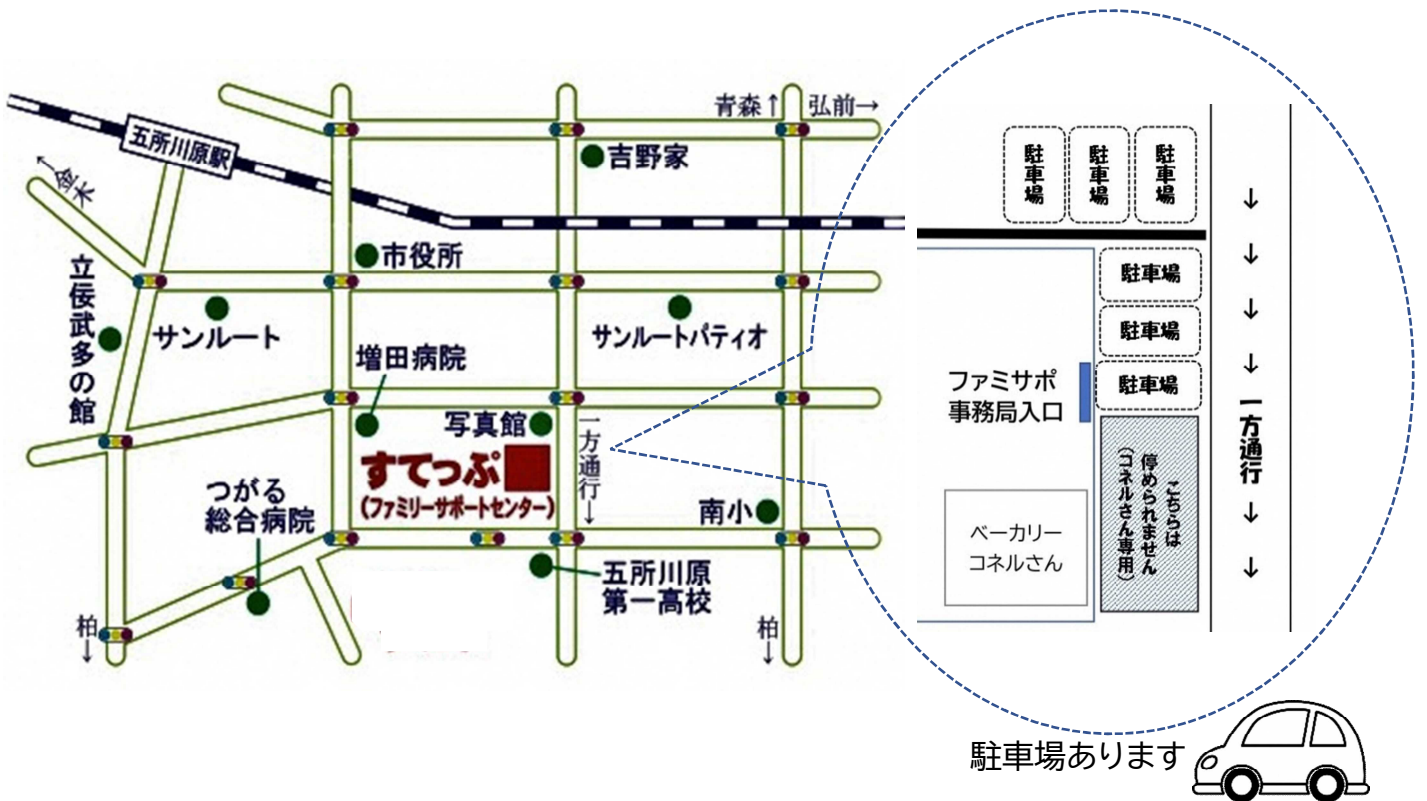
〒037-0044 五所川原市元町 53

(NPO 法人 子どもネットワーク・すてっぷ内)

TEL 090-9537-5284

E-mail fami2170@jomon.ne.jp

## 五所川原市ファミリー・サポート・センターの運営が NPO 法人子どもネットワーク・すてっぷに変わりました！



～私たちが新しいアドバイザーです～



《アドバイザー・佐藤 美智子》



《アドバイザー・川浪 尚美》

会員の皆さんが安心して  
活動できるように  
頑張ります！  
よろしくお願いします♪



～令和4年度会員交流会～

ワクワクドキドキ♪

赤・青・黄だけで、絵心ない人でも絶対描ける♪  
3色パステルアート

講師	3色パステルアート 鹿内 靖子先生
日時	7月7日(木) 10:30～11:30
場所	働く婦人の家 3F 講習室
参加受付人数	10名
材料費	500円
申込締切	7月1日(金)
申込方法	電話(090-9537-5284) またはセンターへ直接お越しください。
無料保育	先着2名

\*絵を描くときに多少手が汚れるので、  
気になる方は薄いゴム手袋を持参してください。

提供会員・両方会員の皆さんにお願い

### ☆ファミサポ送迎時のガソリン代について

ファミサポの送迎活動において、提供会員・両方会員の自家用車で送迎活動を行った場合のガソリン代は、1キロ当たり15円となっております。活動報告書に記入する際は、距離を測りガソリン代を計算して、利用料金との合計金額を依頼会員から提供(両方)会員に支払ってください。  
1円未満の端数が出たときは繰り上げて計算してくださるようお願いいたします。

活動前に事前に距離数を  
測っておくことをオススメします

### ☆使用する車両の届け出について

活動前に使用する車両の届け出が必要です。センターに下記の書類を提出してください。  
また、自家用車使用許可の有効期限は1年ですので、1年ごとの更新をお願いします。  
詳しい基準内容及び順守事項については、五所川原市ファミリー・サポート・センター自家用車使用規程をご確認ください。

- ① 自家用車使用申請書
- ② 加入済み自動車保険証券の写し(センターでコピーします)
- ③ 自動車検査証の写し(センターでコピーします)

## ☆令和4年度 提供会員養成講座を開催いたします！

≪提供会員養成講座日程≫

場所 五所川原市中央公民館 2F 第一会議室

参加無料

9月8日(木) 9:30~12:30	*小児看護の基礎知識 *身体の発育と病気 (講師) 弘前厚生学院子ども学科講師 新谷 ますみ氏
9月16日(金) ①9:30~10:40	*子どもの栄養と食生活 (講師) 青森中央短期大学 准教授 森山 洋美氏
②10:50~12:50	*保育の心 *子どもの世話 (講師) 児童デイサービスいとかの杜 児童発達支援管理責任者 小野 智恵子氏
10月6日(木) ①9:30~10:30	*心の発達と保育者のかかわり (講師) 弘前厚生学院子ども学科講師 棟方 心み子氏
②10:40~12:40	*子どもの遊び *子どものヒヤリ・ハット事例の対応 (講師) 児童デイサービスいとかの杜 児童発達支援管理責任者 小野 智恵子氏
10月13日(木) ①9:30~11:30	*障害のある子の預かりについて (講師) 臨床心理士・公認心理士 鎮目 朝子氏
②11:40~12:40	*子育て支援をするために (講師) 五所川原市ファミリー・サポート・センター アドバイザー

※申し込み締め切り 各講座の開講日 2 日前までにセンターにお申込みください。

※筆記用具をご持参ください。

※保育が必要な方は申込時に連絡をお願いします。(無料保育 2名まで)

提供会員養成講座を開講いたします。養成講座受講後に提供会員として活動できます。  
講座当日受講できない方には、別日に録画したものを上映し、受講していただくこともできます。  
また、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、日時が変更になる場合がありますが、その場合  
日程が決まり次第お知らせいたします。

### ≪普通救命救急講習≫

新型コロナウイルス感染者増加のため、現段階での日時が決められずにあります。

講習の日時が決まりましたら、申し込みいただいた方に連絡いたします。

**重要！！**

国からの要請により、既に登録されている提供・両方会員も 5年に1度は必ず受講していただくことになりました。5年以上経過していると活動ができなくなります。

安全にサポートするため、普通救命救急講習の受講をよろしくをお願いします。



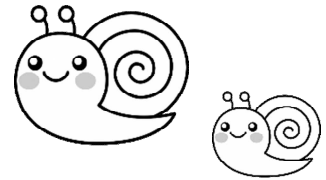
## 提供・両方会員の皆さん

### ☆活動助成金について

令和3年4月から五所川原市ファミリー・サポート・センターの相互活動に対して市から助成金が交付されます。助成金の対象となるのは相互援助活動を行った提供・両方会員です。

#### ◎助成額

区分	対象児 1 人目	対象児 2 人目以降
1時間未満	100 円	50 円
1時間	200 円	100 円



#### ◎申請方法

相互援助活動終了後、提供・両方会員は次の書類を添えて五所川原市ファミリー・サポート・センターへ申請書類を提出してください。後日、五所川原市から指定口座に助成金が振り込まれます。

- ①債権者登録用紙(初回申請時のみ)
- ②指定口座通帳のコピー(口座番号確認のため、初回のみ)
- ③交付申請書(毎回)
- ④援助活動報告書(援助提供者用控え) →センターでコピーします。

※数か月分をまとめて申請できます。ただし、**締め切りは次年度4月10日まで**とします。

締め切りを過ぎると申請できなくなりますのでご注意ください。



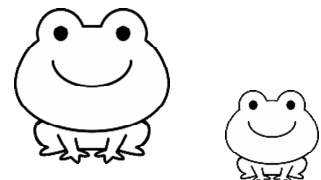
## 依頼・両方会員の皆さん

### ☆利用料助成金について

#### ◎助成対象者

- (1)生活保護を受給している世帯
- (2)市民税非課税世帯
- (3)児童扶養手当の支給を受けている世帯
- (4)障害児・多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て世帯
- (5)宿泊利用をする母子家庭または父子家庭(ひとり親世帯)

※ただし、子どもの送迎にかかる交通費(ガソリン代)、提供会員が用意した飲食物、おむつ等の実費及び取り消しによって生じたキャンセル料は対象となりません。



#### ◎申請方法

相互援助活動後、依頼・両方会員は次の書類を添えて五所川原市ファミリー・サポート・センターへ申請書類を提出してください。後日、五所川原市から指定口座に助成金が振り込まれます。

- ①債権者登録用紙(初回のみ)
- ②指定口座通帳コピー(口座番号確認のため、初回のみ)
- ③交付申請書(毎回)
- ④援助活動報告書(援助依頼者用控え) →センターでコピーします。

※数か月分まとめて申請できます。ただし、**締め切りは次年度4月10日まで**とします。

締め切りを過ぎると申請できなくなりますのでご注意ください。

## ☆令和3年度活動件数

令和3年4月1日～令和4年3月31日 単位(件)

① 学童保育の迎え	620
② 習い事への送迎	275
③ 学童保育からの帰宅後の預かり	89
④ 保育所・幼稚園の迎え	78
⑤ 保護者の買い物等外出の場合の援助	60
⑥ 保育所・幼稚園の帰宅後の預かり	56
⑦ 保護者の病気、その他急用のための援助	34
⑧ 学童保育の迎え及び帰宅後の預かり	22
⑨ 保育所・幼稚園の迎え及び帰宅後の預かり	13
保育所・学校等休み時の援助	13
⑩ 学童の送り	8
⑪ 兄弟等の健診・通院のための預かり	7
⑫ 保護者等の冠婚葬祭による外出 他の子どもの学校行事の場合の援助	5
⑬ 学童の放課後の預かり	4
⑭ 保育所・幼稚園の登園前の預かり及び送り	2
⑮ その他	30
合計	1316

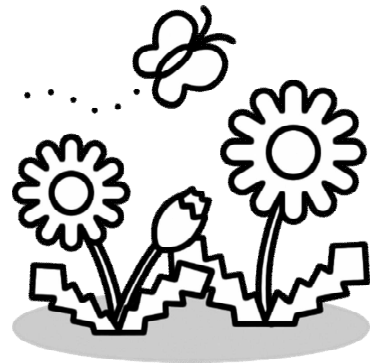
## ☆令和3年度会員数

令和4年3月31日現在 単位(人)

* 依頼会員	259
* 提供会員	124
* 両方会員	10

---

合 計 393



### <依頼会員・両方会員の皆さんへ>

◎子どもの援助の申し込みやキャンセルは、必ずセンターに連絡をください。連絡のない援助活動については補償保険は適応されません。

◎退会を希望する方はセンターに連絡をお願いします。

また、住所や電話番号の変更などがありましたら必ず連絡してください。

◎新たにお子さんが誕生された方は、センターに生年月日・お名前・性別をお知らせください。

### <提供会員・両方会員の皆さんへ>

◎提供会員・両方会員は翌月の10日までに活動報告書をセンターに提出してください。

◎子どもの送迎活動を行う提供会員・両方会員は、うっかり忘れ防止に携帯のアラームの使用をお勧めします。

◎センターの活動をお休みしている提供会員・両方会員で復帰できる方は連絡をお願いします。

できる範囲でかまいません。ぜひご協力くださいますようお願いいたします。

また、お知り合いでファミサポの活動に興味のある方がいらっしゃいましたらご紹介ください。

☆令和4年4月より

五所川原市外の提供会員宅での預かりが可能になりました!



今までは、提供会員の自宅でお子さんを預かる場合は五所川原市にお住いの提供会員のみ可能でしたが、今年度より五所川原圏域定住自立圏(五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町)の提供会員宅でお子さんを預かることができるようになりました。

ただし、対象となるのは次の場合のみとなります。

- ①依頼会員が五所川原市内に住んでいる場合
- ②依頼会員が五所川原市内でお仕事をしている場合
- ③依頼会員の子どもが市内の教育・保育施設または小学校に通っている場合

詳しい内容が知りたい方はセンターにお問い合わせください。

### 利用しているママからのコメント♪

《ママYさん・お子さんMくん(1歳)》

五所川原に引っ越してきて間もないころ、用事があるのに息子と一緒にだと厳しい…そんな時にファミサポを利用させていただきました。

スタッフさん、提供会員さんがとても親切で、安心して息子を預けることができました。

一度登録をしたら、託児の予約はLINEで簡単にできる場所もありがたいです。

これからもファミサポ活用で息抜きをしながら、子育ての時間を大切にしていきたいです♪

コメントありがとうございました!



### 《お問い合わせ先》

五所川原市ファミリー・サポート・センター

〒037-0044 五所川原市元町 53 (NPO 法人子どもネットワーク・すてっぷ内)

TEL 090-9537-5284 E-mail fami2170@jomon.ne.jp

開設時間 8:30~17:00

※土日祝日、年末年始(12月29日~1月3日)はお休み

時間が変わりました!

